

入札監理小委員会における審議結果報告

国土交通省（海上保安庁）

「海洋情報部電子計算機システム 借入保守及び取付調整」

海上保安庁の「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 事業の概要及びこれまでの経緯について

- 公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において選定された案件である。今回、市場化テスト1期目である。
- 海洋情報部電子計算機システムは、測量や観測等により収集した海洋情報（海底地形や海流等）を処理・解析し、庁内・関係機関・一般国民等に提供する汎用かつ多目的な用途をもつ基幹システムである。本業務では上記システムについて取付調整（搬入、設置、接続、ソフトウェアインストール及び調整、移行作業、テスト、教育・訓練）と借入保守（賃貸借、運用支援、保守）を行う。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

主に以下の点を変更し新規参入を促進。

- 競争参加資格の拡大：A等級のみから、「A又はB等級」に拡大。（実施要項(案)：6/109頁）
- 期間確保：移行等の準備期間は、前回調達時は約3ヶ月であったが、本調達では、前回の倍以上の「約8ヶ月間」を確保するよう変更。（実施要項(案)：7/109頁）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】新規参入者が安心して入札できるように、今回調達の契約をする前に、現行の「特殊なプログラム」（古くてマイナーなプログラムソフト上で海上保安庁職員が書き換えをしている）について、今回調達で想定している基盤上での最低限の動作確認を、海上保安庁側で行い、その結果を情報提供してはどうか。

【対応】海上保安庁が指定する一部のプログラムの修正・変更については受注者の責任において作業を実施するが、その詳細等は仕様書を受け取りに来た業者に情報提供する。一部を除くその他のプログラムの修正・変更について、手法については受注者に相談できるものとし、作業は海上保安庁の責任において実施する。（実施要項(案)：83/109頁）

4. 意見招請の対応について

平成29年11月8日～29日まで実施した意見招請において、2事業者、3個人から計53件の意見等が寄せられた。このうち36件については意見等を踏まえ必要な対応を行った。主な対応は以下のとおりである。

- ・再委託範囲について入札前の問合せに対応（実施要項(案)：7/109頁）
- ・入札参加資格の記載について修正(実施要項(案)6/109頁、87/109頁)
- ・文言の統一等の観点で全般的に修正

また、その他については事実関係の確認等に止まり修正には至らなかった。